

うるま市告示第101号

うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、糖業の振興を図ることを目的として、分蜜糖製糖工場を整備する事業者に対し、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、沖縄本島新分蜜糖製糖工場を整備する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記1の第4の2の（4）に規定する沖縄県知事から取組実施計画の承認を受けた者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるメニューのうち経費欄に掲げるものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄本島新分蜜糖

製糖工場整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

- 第 6 条 市長は、前条第 1 項の申請書を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定をし、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を申請者に通知するものとする。

（重要な変更の承認）

- 第 7 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、変更の承認を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請内容が適当と認められるときは、変更を承認し、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金変更承認決定通知書（様式第 4 号）を通知するものとする。

（状況報告）

- 第 8 条 交付決定者は、補助金の交付決定日の属する年度の 1 2 月 3 1 日現在において、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を作成し、当該年度の 1 月 2 0 日（当該日が、うるま市の休日を定める条例（平成 1 7 年うるま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項及び第 2 項で定める市の休日の場合は、次の開庁日）までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定後に交付決定額の9割を上限として概算払を請求することができる。

2 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとする場合には、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業を完了又は廃止したときは、その日から20日を経過した日又は交付決定（第7条第2項に規定する変更承認を含む。）した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金額確定通知書（様式第8号）を交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金の消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の精算払を受けようとするときは、市長に対し速やかに、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、第7条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった

場合又は次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の決定に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 交付決定者は事業完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過しない場合においては、市長の承認を得ずに取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 交付決定者が前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとする場合は、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金財産処分の承認申請書（様式第11号）により、市長に承認申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請内容が適当と認めた場合には、財産の処分を承認し、交付決定者に対して、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金処分決定通知書（様式第12号）を通知する。

4 交付決定者が前項の承認を得ずに取得財産等を処分した場合は、市長は、交付決定者に対して補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(補助金の経理)

第16条 交付決定者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の

収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第7条関係）

メニュー	経費	補助率	重要な変更
国要綱別表1に規定する次のメニュー 1 共同利用施設の再編集約・合理化 2 再編集約・合理化の更なる加速化	分蜜糖製糖工場を整備する事業に要する下記の経費 1 分蜜糖製糖工場の新設工事費用 2 分蜜糖製糖工場の設備導入費用 3 分蜜糖製糖工場の設計費用	0.477%以内	1 補助事業者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる経費の事業費の30%を超える減 4 補助金額の増 5 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合 6 補助事業の遂行が困難となった場合

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、金 円の交付を申請する。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び計画
- 3 補助対象経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A)	負 担 区 分		備 考
		うるま市 (B)	その他 (C)	
共同利用施設の 再編集約・合理化 再編集約・合理化の更なる加速 化	円	円	円	
合 計				

【補助対象経費の配分及び負担区分の記載要領】

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

- 5 添付書類

- (1) 国要綱別記 1 の第 4 の 2 の (4) に基づいて、沖縄県知事が申請者の取組実施計画を承認した通知書類及び沖縄県知事から承認された取組実施計画書
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金については、下記のとおり交付することとしたので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

年 月 日

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり〇〇（※）したいので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。

（※〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」と記入すること。）

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A)	負 担 区 分		備 考
		うるま市 (B)	その他 (C)	
共同利用施設の 再編集約・合理 化	円	円	円	
再編集約・合理 化の更なる加速 化				
合 計				

【経費の配分及び負担区分の記載要領】

(1) 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

(2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類
添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、補助金変更等承認申請書について承認するとともに、
下記のとおり交付決定することとしたので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補
助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円
(既交付決定額 金 _____ 円)

2 交付の条件

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
共同利用施設 の再編集約・ 合理化 再編集約・合 理化の更なる 加速化	円	円	%	円		

- （注） 1 「事業費」の欄には、事業の出来高金額を記載すること。
 2 事業の遂行状況が確認できる納品書や作業完了届などの写しを添付すること。
 3 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付すること。

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり概算払請求する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 概算払請求額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名		支店名	支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、その実績を報告する。

記

区 分	補助事業に 要する経費 (A)	負 担 区 分		備 考
		うるま市 (B)	その他 (C)	
共同利用施設の 再編集約・合理化 再編集約・合理化の更なる加速 化	円	円	円	
合 計				

【記入要領】

- 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 事業の完了が確認できる納品書や作業完了届などの写しを添付すること。
- 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付すること。外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定したうるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知する。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第9号（第11条関係）

（表）

年 月 日

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

※裏面に記載されている資料を添付すること。

(裏)

【添付書類について】

記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

ただし、補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(1)と(2)の資料は添付不要。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し (※)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(※)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

(5) 補助事業者が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(※)

(6) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

※消費税確定申告書の写し及び法人税確定申告書の写し、消費税確定申告書の写しは、税務署が受付済のものであること。

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

担当者名

電話番号

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定があった事業について、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、精算払の請求をしたいので、下記のとおり金 円を精算払によって交付されたく請求する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 今回請求額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名		支店名	支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 11 号（第 15 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金財産処分の承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた事業について、取得又は効用が増加した施設等を処分する必要が生じたので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおりその承認を申請する。

記

1 処分しようとする財産及び処分理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分方法 (※)
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由

※処分方法には目的外使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保の提供の別を記入すること

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

3 添付書類

- (1) 固定資産台帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

㊞

沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金処分決定通知書

年 月 日付けで提出のあった財産処分の承認申請書について、下記のとおり決定したので、うるま市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項の規定により通知する。

記

1. 決定区分

2. 承認条件